

令和4年  
5月13日から  
施行

# 変わります!

# 自動車の積載制限

「自動車の積載の制限の見直し」等を中心とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅等についての制限が変わりました。

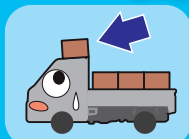


改正により、一部の制限外積載許可申請が不要になります

	改正令の施行前		改正令の施行後		
	長さ	幅	長さ	幅	
積載物の大きさの制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの	左記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。
積載方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと	

ココは **変わりません!**

以下の自動車の積載に関する留意事項は変わりません。安全運転を心がけましょう。



荷台や座席でないところに荷物を積んではいけません。



定められた積載の制限を超えて、物を積んではいけません。



運転の妨げになったり、自動車の安定が悪くなったりする積み方をしてはいけません。



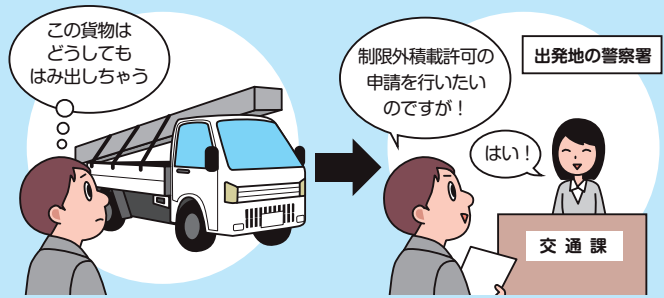
方向指示器、ナンバープレート、ブレーキ灯、尾灯等が見えにくくなるような積み方をしてはいけません。



荷物が転落しないように、ロープやシートを使って荷物を確実に積み重ねなければなりません。

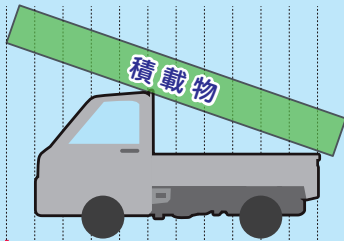
# 制限外積載許可制度とは？

貨物が分割できないものであるため、積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えることとなる場合において、制限を超える積載をして車両を運転する方が、出発地を管轄する警察署長の許可を得るための手続です。



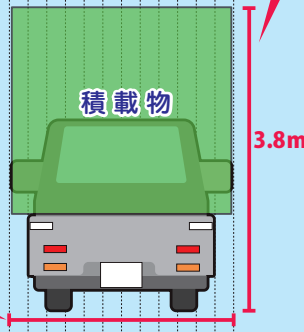
施行後はこうなる！

## 積載物の大きさの制限



車体の長さの  
1.2 倍まで

車体の幅の  
1.2 倍まで



### 長さ

自動車の長さとその長さの  $\frac{10}{100}$  の長さを加えたものを超える場合

### 幅

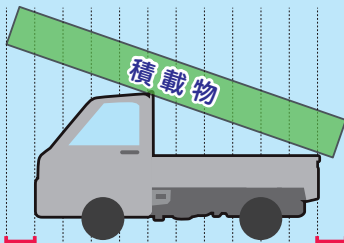
自動車の幅にその幅の  $\frac{10}{100}$  の幅を加えたものを超える場合

### 高さ

3.8メートル（軽四及び三輪自動車は2.5メートル）からその自動車の積載場所の高さを減じた高さを超える場合

施行後はこうなる！

## 積載方法の制限

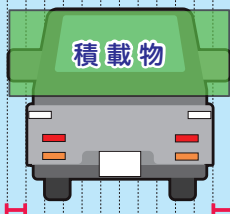


前

車体の長さの  
0.1 倍まで

後

車体の長さの  
0.1 倍まで



左

車体の幅の  
0.1 倍まで

右

車体の幅の  
0.1 倍まで

### 前後

自動車の車体の前後から自動車の長さの  $\frac{10}{100}$  の長さを超えてはみ出す場合

### 左右

自動車の車体の左右から自動車の幅の  $\frac{10}{100}$  の幅を超えてはみ出す場合

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(自動車の乗車又は積載の制限)</p> <p>第二十二條 自動車の法第五十七條第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。</p> <p>イ 長さ 自動車の長さにその長さの十分の二の長さを加えたもの(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの)</p> <p>ロ 幅 自動車の幅にその幅の十分の二の幅を加えたもの(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの)</p> <p>ハ (略)</p> <p>四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自動車の車体の左右から自動車の幅の十分の一の幅(大型自動</p>	<p>(自動車の乗車又は積載の制限)</p> <p>第二十二條 自動車の法第五十七條第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。</p> <p>イ 長さ 自動車の長さにその長さの十分の一の長さを加えたもの(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの)</p> <p>ロ 幅 自動車の幅(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの)</p> <p>ハ (略)</p> <p>四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自動車の車体の左右からはみ出さないこと(大型自動二輪車及</p>

---

二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと。

---

普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと。

---

# 道路交通法

# 「自動車の積載の制限及び 大型・中型免許取得の受験資格」 が変わります

令和4年  
**5月13日**  
施行

## 自動車の積載の制限に係る改正 (道路交通法施行令第22条関係)

道路交通法施行令第22条では、自動車の積載物の大きさや積載の方法について制限する「自動車の積載の制限」について規定されています。積載の制限を緩和した改正道路交通法施行令が令和4年1月6日に公布され、**令和4年5月13日より施行**されます。

	現行 (改正前)		令和4年5月13日～ (改正後)	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の大きさ制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの <b>10分の1</b> の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの <b>10分の2</b> の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の <b>10分の2の幅を加えたもの</b>
積載の方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から <b>自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと</b>
イメージ	積載物の長さ $\leq L' \times 1.1$  前後の貨物はみ出し $\leq L' \times 0.1$	積載物の幅 $\leq$ 自動車の幅  左右の貨物はみ出し不可	積載物の長さ $\leq L' \times 1.2$  前後の貨物はみ出し $\leq L' \times 0.1$	積載物の幅 $\leq W' \times 1.2$  <b>左右の貨物はみ出し <math>\leq W' \times 0.1</math></b>

注①: 上記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「**制限外積載許可**」が必要となります。  
(詳細は出発地を管轄する警察署にお問い合わせください。)

注②: **積載貨物状態で幅2.5mまたは長さ12mを超える場合**、道路法及び車両制限令に基づき、

「**特殊車両通行許可**」または「**特殊車両通行確認**」が必要となります。

(特殊車両通行制度については、「特車PRサイト(<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)」をご覧ください。)

特車PRサイト



令和4年  
5月13日  
施行

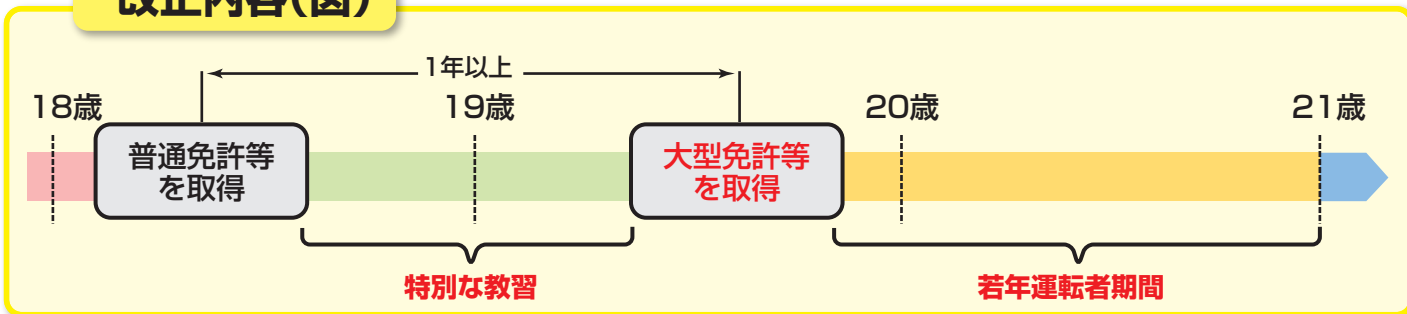
# 道路交通法が変わります

「自動車の積載の制限及び大型・中型免許取得の受験資格」

## 運転免許の受験資格の見直しに関する規定の整備

	現行（改正前）	令和4年5月13日～（改正後）
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大型免許 …<b>21歳</b>以上かつ 普通免許等保有<b>3年</b>以上</li> <li>○中型免許 …<b>20歳</b>以上かつ 普通免許等保有<b>2年</b>以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>特別な教習</b>を修了した者 <b>19歳以上</b>かつ普通免許等保有<b>1年</b>以上</li> </ul> <p>※大型・中型免許の受験資格で担保している資質を<b>特別な教習</b>により年齢要件が担保する「自己制御能力」及び経験年数要件が担保する「危険予測・回避能力」を養成</p>
補足	第二種免許取得者、自衛官等の受験資格の特例あり	免許取得前後の「 <b>安全対策</b> 」を整備

### 改正内容(図)



## 安全対策

	免許取得前 特別な教習（特例教習課程）	免許取得後 若年運転者講習
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇教習内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦技能録画（実車）</li> <li>◦性格と運転の概要（座学）</li> <li>◦運転適性検査の結果・録画映像に基づく個別的指導（座学・実車）</li> <li>◦危険予測・回避能力の養成に資する指導（座学・実車）</li> </ul> </li> <li>◇時限数…36時限以上（適性・技能）</li> <li>◇指導員…運転適性検査・指導については、73C型による運転適性検査を行うことが出来る運転適性指導員が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇大型免許は21歳、中型免許は20歳に達するまでの間（若年運転者期間）に、違反点数が一定の基準※<sup>1</sup>に達した場合に該当する違反行為を行った場合は、「若年運転者講習」の受講を義務付け※<sup>2</sup></li> <li>※<sup>1</sup> 累積違反点数が3点以上（ただし、1回の違反で3点となる場合を除く。）</li> <li>※<sup>2</sup> 受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反行為を行った場合は、特例を受けて取得した免許の取り消し</li> <li>◇講習時間…9時間</li> </ul>